

1 女性

	具体的施策	施策の内容	事業計画	所管課
ア	意識啓発の推進	・男女の人権尊重意識を高めるための講演会や研修会を実施します。	①男女共同参画に関する講座等の開催 ②益田市男女共同参画推進条例の周知 ③男女共同参画週間や人権週間でのパネル展示など意識啓発の取組 ④男女共同参画通信の発行（年 3 回） ⑤男女共同参画に関する書籍やDVDなど資料の充実	人権センター
イ	女性に対するあらゆる暴力の根絶	・暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。 ・啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。	①市内全中学校を対象にデートDV防止出前講座の実施 講師：デートDV防止ますだ 対象：市内 10 中学校、延受講者数：415 名 ②啓発パンフレット等の配布、相談カードの設置 ③暴力根絶街頭啓発活動への参加	人権センター
ウ	働きやすい職場づくり	・企業や事業所、事業主などに対し、雇用分野における男女の機会均等と待遇が確保され、また、産前、産後休暇や育児休業制度等について適切な措置が取られるよう県や関係機関と連携して情報提供を図り、労働条件の向上を促します。	①関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所に配布 ②企業等が構成する会の集會等において、育児休業制度等の情報提供を実施	産業支援センター

2 子ども

	具体的施策	施策の内容	事業計画	所管課
ア	社会みんなで子育てのよろこびをわかちあおう	・家庭、地域、学校が一体となって、すべての子どもを応援する体制を確立し、人づくり、地域づくりをめざします。また、支援が必要な子どもや家庭へのきめ細やかな対応や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、保育料などの経済的負担の軽減を図ります。 ・子どもや母親の健康を確保するために、健康、福祉、教育の各分野が連携しながら、子どもの発達段階に応じた様々な保健活動、医療及び教育体制の構築を図ります。また地域全体での効果的な食育の取り組みができるように、食育推進体制を実践します。 ・多様化する就業形態の中、仕事と子育ての両立を推進するために、働き方の見直しを含め、子育て家庭を応援する地域の形成をめざします。	①保育料の負担軽減対策 ○若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、第 1 子・第 2 子の 3 歳未満児に係る保育料を軽減 ・国基準 第 2 階層～第 4 階層(市基準 B 階層から D1 階層)の市保育料を 1/3 軽減 ・国基準 第 4 階層(市階層 D1)と国基準 第 5 階層(市階層 D2・D3)間の激変緩和として、市保育料の D2 階層(3,800 円)、D3 階層(1,100 円)を減額 ○多子世帯などの子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、3歳未満の第3子以降の保育料の軽減を拡充 ・現行の 1/2 軽減 → 無料化 ②食育の推進 平成 26 年度から 5 年間の第 2 次益田市食育推進計画を策定しています。食育推進会議を中心に、食に関する地域活動の支援、啓発、イベントへの参加等により、関係団体と連携して食育の推進に取り組みます。 ③子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進するため、子育てを応援する企業を認定するための「子育て支援宣言企業」認定制度の創設に取り組みます。	子育て支援課 子育てあんしん相談室
イ	次世代を担う子どもの育ちを支えよう	・次世代を担う人が育っていくように、学校、家庭、地域が一体となり、子ども達の発達段階に応じた健やかな成長を支えられるような教育体制の構築を図ります。 ・子どもとその家族が快適な環境の中で生活し、活動できるように、住宅、地域生活環境などの整備を図ります。また子どもを交通事故や犯罪などの危険から守るために、安全な環境づくりを推進します。	① 中学校校区を中心として公民館や地域と協働して「つろうて子育て協議会」を設立し、地域における子どもたちの様々な学習活動や体験活動の「場づくり」、「人づくり」を進める ② 子どもたちの活動をつくる「地域コーディネーター」をはじめとした地域の大人対象の研修会を開催する ③ 地域で子どもたちが群れて体験する事業の補助事業（通学合宿、野外活動等） 子ども、子育てパートナー参加予定約 1,000 人 ④ ボランティアハウス、12 箇所、11 校区開設済 ⑤ 子育て親力パワーアップ事業 コミュニケーション体験、各種ボランティア体験等予定	社会教育課

ウ	特に支援が必要な子どもや家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止のために子育てあんしん相談室と母子保健担当が連携して、早期にリスクのある家庭への支援を行います。 ・要保護児童対策地域協議会を中心に各関係機関との連携による総合的な支援に努めます。 	<p>①リスクのある家庭への早期支援 平成 28 年度から母子保健業務が子育てあんしん相談室と一緒に became ことにより、更に連携を取ることができるようになりました。引き続き室内会議、母子保健担当者によるスタッフ会を開催し、支援及び相談体制の充実を図っています。</p> <p>②関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、援助方針、役割分担等について検討します。また、児童相談所及び教育委員会とは定期的に連絡会を開催し、情報の共有を図り早期の支援ができるよう努めています。</p>	子育て支援課 子育てあんしん相談室
---	--------------------	--	---	----------------------

3 高齢者

	具体的施策	施策の内容	事業計画	所管課
ア	安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となって、地区社協、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員などと連携・協力しながら、要支援者に対して、声かけ見守りなどを行い、地域全体で支えていきます。 ・老人クラブ友愛訪問により、独居高齢者、寝たきり、引きこもり等の高齢者の家庭を訪問し、安否確認、声かけ、簡単な家事等の活動を行うことで、本人や家族の生活を援助し・精神面のケアを地域で支えていきます。 ・介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等からの相談に応じたり、適切なサービスを受けられるように、認定に必要な訪問調査や認定後の介護サービス計画を作成し、市や事業者等との連絡調整など行います。 	<p>○声かけ・見守り・安否確認など地域で支える取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①益田市社会福祉協議会の小地域ネットワーク事業の実施 ②益田市老人クラブによる友愛訪問活動の実施 <p>○認知症高齢者やその家族を地域全体で支える取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症対応ケア会議の開催：年間 4 回実施予定 <ul style="list-style-type: none"> ・事例研究を通して認知症施策の充実を図る。 ・認知症初期集中支援チームに関する検討を行い活動の充実を図る。 ②認知症サポーター養成講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や企業などを対象に養成講座を開催 今年度は一般市民向けに広く呼び掛けたの講座を開催予定。 ・キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師）連絡会の開催 キャラバンメイトの質の向上とサポーター養成講座の充実を図る。 <p>○介護支援専門員のマネジメント力向上にむけた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネジメント支援研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の実務年数に応じた研修カリキュラムによる研修会の開催 ・主任介護支援専門員へのフォローアップ研修の実施 ②困難事例等の相談支援の実施 ③地域ケア会議への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント力と地域課題の抽出力の向上を目的に定期的な事例検討を行う。 	<p>（益田市社会福祉協議会） （老人クラブ）</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>高齢者福祉課</p>
イ	生きがいのあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを、高齢者の健康と生きがいづくりのための場として支援します。 ・路線バスが運行していない中山間地域において、交通手段を確保するため、マイクロバスを運行します。 ・各公民館、各学校において、高齢者との交流や文化の継承に取り組みます。 	<p>○益田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各サロンでの介護予防に関する取組みの実施 <p>○路線バスが運行していない交通空白・不便地域の解消を図る為、最寄りの公共交通機関まで市の所有するバスを運行することで、通院や買い物等の日常生活に必要な移動手段を確保する。（運行路線は、生活バス 4 路線、過疎バス 5 路線、乗合タクシー 12 路線）</p> <p>○各公民館において、高齢者学級、婦人学級等の連続講座や生け花教室・料理教室（男性料理教室含む）などの趣味サークル活動を実施予定、市の伝統文化「益田糸操り人形」や「秦佐八郎博士」の出前講座を開催予定。子どもたちがつどい、結びを通じて「世代を超えた」ひとづくりや学習活動の場として支援したい。</p>	<p>（社会福祉協議会）</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>人口拡大課</p> <p>社会教育課</p>

ウ	高齢者虐待防止への取り組み	<p>・高齢者虐待防止・対応ケア会議を開催し、高齢者虐待と判断した実際の事例について、各分野のアドバイザーと共に様々な角度から検証し、支援の方向性を明確にすることで、より実践的な支援に繋げていきます。</p> <p>・高齢者虐待防止・対応についての研修会を開催し、関係者、民生委員・児童委員をはじめとする住民福祉関係者、住民に対し、参加者に応じた研修を行うことで、周知・啓発・個人の理解を深めます。</p>	<p>①高齢者虐待対応ケア会議の開催（5月、8月、11月、2月）</p> <p>弁護士、社会福祉士、介護サービス事業者、警察などの専門的・多角的な視点から高齢者虐待事例の個別の対応への助言、研修会の企画など高齢者虐待防止及び対応に関することなどを協議する。</p> <p>②高齢者虐待の防止に関する研修会の開催</p> <p>③地域における普及・啓発</p> <p>老人クラブやサロン、各地域等への権利擁護に関する出前講座を開催する。</p>	高齢者福祉課
---	---------------	---	---	--------

4 障がい者

	具体的施策	施策の内容	事業計画	所管課
ア	バリアフリー社会の実現	<p>・障がい者の基本的人権の尊重を基本とし、障がい者に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。</p> <p>・市民一人一人が障がいおよび障がい者に対する理解と認識を深め※インクルージョンを推進し共に生きる社会の実現をめざします。</p>	<p>① 障がい者福祉講演会を実施</p> <p>日時：平成28年9月23日（金）</p> <p>場所：島根県芸術文化センター「グラントワ」小ホール</p> <p>講師：内閣府障害者差別解消法アドバイザー 又村あおい 氏</p> <p>演題：「障害者差別解消法ってなに？」</p> <p>対象：市民、行政職員、施設関係職員等</p> <p>内容：平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では広く「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が求められていることから、この法律について分かりやすく解説いただく。</p>	生活福祉課
イ	地域生活の支援体制の充実	<p>・障がい者の自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。</p> <p>・個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。</p>	①市及び市内相談支援事業所（5事業所）で毎月相談支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。	生活福祉課
ウ	自立と社会参加の促進	<p>・障がい者が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。</p> <p>・障がい者が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。</p>	<p>①障がい者就労促進説明会・相談会を実施</p> <p>日時：平成28年11月12日（土）13:30～</p> <p>場所：市民学習センター多目的ホール（予定）</p> <p>内容：事業説明会</p> <p>全体説明 13:30～13:50（行政説明）</p> <p>個別説明 13:50～15:30（各事業所がPR）</p> <p>個別相談会及び展示ブース見学 15:30～16:30</p> <p>（個々の相談に対応。各事業所で作られている物品の紹介・販売）</p>	生活福祉課

※ インクルージョン

社会の中で、誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会である、という考え方を実現するための手段。

5 同和問題

	具体的施策	施策の内容	事業実績	所管課
ア	学校教育の取り組み	・学校は、児童・生徒が一人の人間として人権が尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場です。そのために学校教育においては、健やかな成長を阻害する要因を取り除くための進路保障の推進を行うとともに、同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目的とした、人権尊重の教育を推進していきます。	①人権・同和教育研修会の実施（全教職員、主任研修、研究会）及び人権教育研究発表会の参加 ②人権教育研究推進事業の実施 （実施校：益田中学校（H27～H28年度））	学校教育課
イ	社会教育の取り組み	・各公民館単位に設置されている益田地区人権・同和教育推進協議会を活用し、「差別のない明るく住みよい平和な地域」の実現をめざし、地域住民に対し、「人権・同和問題啓発」に係る取り組みを行います。	①益田市地区人権・同和教育推進協議会での啓発活動の実施	人権センター
ウ	啓発・広報活動の推進	・人権センターを核とし、社会教育団体・石西地域人権を考える企業等連絡協議会・NPO 法人等と連携し、各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。	①人権・同和教育講演会の実施 ②石西地域人権を考える企業等連絡協議会等と連携し、啓発活動を実施	人権センター

6 外国人

	具体的施策	施策の内容	事業計画	所管課
ア	日本語学級の開催	・人権センターにおいて、日本語がわからず生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や初歩の読み書きを習得する機会として日本語学級を開催して支援を行います。	①在住外国人を対象にした日本語学級の開催	人権センター
イ	在日外国人の相談	・市内に在住する外国人からの相談を広く受けるとともに、行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。	①日本語学級の受講、生活全般、各種手続きなど、在住外国人からの相談対応を行う ②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」の実施	人権センター
ウ	在日高齢者の会の開催	・在日韓国・朝鮮人の高齢者の方を対象に、福祉制度や福祉施設等の生活に必要な情報を提供し、併せて、在日高齢者の交流の場を提供します。	①在日高齢者の会は高齢化等により実施困難であるため、個別での情報提供等を行う	人権センター

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

	具体的施策	施策の内容	事業計画	所管課
ア	啓発活動及び講演等の開催	・人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動を行います。	①啓発チラシの配布や情報提供を実施	人権センター

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	事業計画	所管課
ア	啓発・広報の推進	・国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。	①市長ラジオ短波放送「しおかぜ」出演による拉致被害者への呼びかけ ②啓発チラシの配布や情報提供を実施	人権センター

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	事業計画	所管課
ア	関係機関との連携	・国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。	①関係機関と連携した意識啓発活動を実施	人権センター

10 その他

- ・性同一性障害を理由とする差別
- ・インターネットによる人権侵害
- ・ホームレスに対する差別
- ・人身取引による人権侵害
- ・刑を終えて出所した人
- ・アイヌの人々
- ・性的指向を理由とする差別
- ・ハラスメントによる人権侵害

上記に係る人権課題や新たな人権課題などについても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に向けた取り組みについて検討を行います。